

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月23日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第72号

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市集会所新築等補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「150平方メートル以下」を削る。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)